

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

埼玉県人事委員会規則六一〇三

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和四十六年埼玉県人事委員会規則六一一）の一部を次のように改正する。

第十八条中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二二一。以下「初任給規則」という。）第四条に規定する級別資格基準表（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び」を削る。

第二十一条の十二中「初任給規則第四条に規定する級別資格基準表（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条並びに地方公営企業法第十五条に規定する職員にあつては、これに相当する規定）に定める必要在級年数又は必要経験年数及び」を削る。

別表第三職員採用上級試験（早期区分）の項を次のように改める。

職員採用上級試験（早期区分）	次に掲げる者
	一 試験年度の四月一日における年齢が二十歳以上三十歳未満の者
	二 試験年度の四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの
	イ 大学を卒業した者及び試験年度の翌年度三月までに大学を卒業する見込みの者
	ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

別表第三警察官（巡査）採用試験Ⅰ類の項中「初任給規則」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二二一。以下「初任給規則」という。）」に改める。

別表第五を次のように改める。

1 医師の職

3	3	3	2	3	1	3	0	2	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	1	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2
児童指導員の職	航空整備の職	自動車整備士の職	児童福祉司の職	病院薬剤師の職	建築の職（警察本部に置かれるものに限る。）	交通技術の職	音楽隊員の職	犯罪鑑識の職	体育指導員の職	義肢装具士の職	精神保健福祉指導の職	歩行訓練士の職	言語聴覚士の職	環境研究の職	福祉工学の職	通訳の職	水産の職	臨床心理の職	学芸員の職	保育士の職	寮母の職	児童生活支援員の職	児童自立支援専門員の職	職業訓練指導員の職	作業療法士の職	理学療法士の職	看護師の職	歯科衛生士の職	臨床検査技師の職	診療放射線技師の職	歯科医師の職																								

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。